

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

提案理由

職員の給与を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の2 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額<u>185,000円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の2 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額<u>185,500円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第29条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。<u>以下この項及び第29条において「特定幹部職員」という。</u>）にあっては、100分の102.5）、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の</p>

<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中</u>「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項各号列記以外の部分中</u>「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）<u>、12月に支給す</u></p>

<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p><u>る場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 略</p>
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		

45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			

	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
	94		299,400	347,400						
	95		299,700	347,800						
	96		300,100	348,200						
	97		300,300	348,400						
	98		300,600	348,800						
	99		301,000	349,200						
	100		301,400	349,500						
	101		301,600	349,800						
	102		301,900	350,200						
	103		302,200	350,600						
	104		302,500	351,000						
	105		302,700	351,500						
	106		303,000	351,900						
	107		303,300	352,300						
	108		303,600	352,700						
	109		303,800	353,200						
	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 及び別表第 4 を次のように改める。



## 別表第3 (第4条関係)

## 医療職給料表 (一)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
37	388,100	442,300	491,500	549,800		

38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	

	80		484,900	540,600		
	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

## 別表第4（第4条関係）

## 医療職給料表（二）

号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
1	426,700	49	511,700	97	575,700	145	618,900
2	428,700	50	513,000	98	576,600	146	619,800
3	430,700	51	514,300	99	577,500	147	620,700
4	432,600	52	515,600	100	578,400	148	621,600
5	434,500	53	516,600	101	579,300	149	622,500
6	436,100	54	517,900	102	580,200	150	623,400
7	437,700	55	519,200	103	581,100	151	624,300
8	439,300	56	520,500	104	582,000	152	625,200
9	440,900	57	521,500	105	582,900	153	626,100
10	442,700	58	522,300	106	583,800	154	627,000
11	444,500	59	523,100	107	584,700	155	627,900
12	446,300	60	523,900	108	585,600	156	628,800
13	448,100	61	524,800	109	586,500	157	629,700
14	449,900	62	525,600	110	587,400	158	630,600
15	451,700	63	526,400	111	588,300	159	631,500
16	453,500	64	527,100	112	589,200	160	632,400
17	455,100	65	536,200	113	590,100	161	633,300
18	457,100	66	538,000	114	591,000	162	634,200
19	459,000	67	539,800	115	591,900	163	635,100
20	460,900	68	541,500	116	592,800	164	636,000
21	462,300	69	543,100	117	593,700	165	636,900
22	464,100	70	544,900	118	594,600	166	637,800
23	465,900	71	546,600	119	595,500	167	638,700
24	467,700	72	548,300	120	596,400	168	639,600
25	469,500	73	549,800	121	597,300	169	640,500
26	471,300	74	551,400	122	598,200	170	641,400
27	473,100	75	552,800	123	599,100	171	642,300
28	474,900	76	554,400	124	600,000	172	643,200
29	476,700	77	555,900	125	600,900	173	644,100
30	478,500	78	557,300	126	601,800	174	645,000
31	480,300	79	558,700	127	602,700	175	645,900
32	482,100	80	560,000	128	603,600	176	646,800
33	483,900	81	561,200	129	604,500	177	647,700
34	485,800	82	562,200	130	605,400	178	648,600
35	487,700	83	563,200	131	606,300	179	649,500
36	489,600	84	564,200	132	607,200	180	650,400
37	491,500	85	565,200	133	608,100	181	651,300
38	493,200	86	566,100	134	609,000	182	652,200
39	495,000	87	567,000	135	609,900	183	653,100
40	496,800	88	567,900	136	610,800	184	654,000
41	498,400	89	568,700	137	611,700	185	654,900
42	500,200	90	569,600	138	612,600		
43	502,000	91	570,500	139	613,500		
44	503,600	92	571,400	140	614,400		
45	505,000	93	572,300	141	615,300		
46	506,700	94	573,200	142	616,200		
47	508,500	95	574,100	143	617,100		
48	510,200	96	574,800	144	618,000		

備考 この表は、下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(地域手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p>(6) <u>6級地 100分の6</u></p> <p>(7) <u>7級地 100分の3</u></p> <p>3 略</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の8</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の4</u></p> <p>3 略</p>
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条 第10条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条に規定する週休日又は勤務時間条例第12条に規定する休日（休日の代休日を指定した場合を除く。）若しくは休日の代休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第10条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条 第10条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条に規定する週休日又は勤務時間条例第12条に規定する休日（休日の代休日を指定した場合を除く。）若しくは休日の代休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第10条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>で</p>

<p>の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、<u>それぞれその額に100分の150を乗じて得た額</u>）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>	<p>あって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>
<p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第25条 略</p> <p>2 第10条の2、第11条、<u>第12条、第14条及び第15条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第25条 略</p> <p>2 第10条の2、第11条<u>及び第12条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
<p>（期末手当）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員の</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を</p>

<p>うち、市規則で定める職員を除く。<u>以下この項及び第29条において「特定幹部職員」という。）</u>にあつては、<u>100分の102.5</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項各号列記以外の部分中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>除く。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</u></p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した</p>

職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>380,000</u>	1	<u>392,000</u>



2	<u>427,000</u>
3	<u>477,000</u>
4	<u>539,000</u>
5	<u>615,000</u>
6	<u>718,000</u>
7	<u>839,000</u>

2・3 略

4 任命権者は、特定任期付職員について、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第8条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「職員給与条例」という。）第4条、第6条、第10条から第12条まで、第15条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第2条、第3条第1項、第24条第1項及び第2項、第25条第1項並びに第26条第2項の規定の適用については、職員給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）第7条第4項の規定による

2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>
5	<u>634,000</u>
6	<u>740,000</u>
7	<u>864,000</u>

2・3 略

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第8条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「職員給与条例」という。）第4条、第6条、第10条から第12条まで及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第24条第1項及び第2項、第25条第1項、第26条第2項並びに第29条第2項の規定の適用については、職員給与条例第24条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採

<p>特定任期付職員業績手当（以下「<u>特定任期付職員業績手当</u>という。」）と、職員給与条例第3条第1項中「<u>及び勤勉手当</u>とあるのは「<u>、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u>と、職員給与条例第24条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「<u>下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員</u>という。」）」と、職員給与条例第24条第2項及び第25条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「<u>特定任期付職員</u>と、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>用された職員（以下「<u>特定任期付職員</u>という。」）」と、職員給与条例第24条第2項及び第25条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「<u>特定任期付職員</u>と、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、職員給与条例第29条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>
<p>（下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外等）</p> <p>第9条 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第305号。以下「<u>企業職員給与条例</u>という。」）第5条から第7条まで及び第16条の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「<u>特定任期付企業職員</u>という。」）には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条、第14条及び第24条第1項の規定の適用については、<u>企業職員給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）第7条第4項の規定によ</u></p>	<p>（下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外等）</p> <p>第9条 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第305号。以下「<u>企業職員給与条例</u>という。」）第5条から第7条までの規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「<u>特定任期付企業職員</u>という。」）には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第14条及び第24条第1項の規定の適用については、<u>企業職員給与条例第14条中「第5条に規定する職にある職員」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企</u></p>

<p>る<u>特定任期付職員業績手当</u>」と、企業職員給与条例第14条中「第5条に規定する職にある職員」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）」と、企業職員給与条例第24条第1項中「第5条に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）」と、企業職員給与条例第24条第1項中「第5条に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」とする。</p> <p>3 略</p>
--	---

（下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、前項に規定する期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額</p>	<p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、前項に規定する期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額</p>

<p>100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
<p>附 則 (給料表改定の効力発生時期の特例)</p> <p>2 第3条第1項各号の規定により給与条例別表第1、別表第3又は別表第4の給料表の規定を準用する場合において、当該給料表の改定が行われるときにおけるフルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、<u>当分の間</u>、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該条例の施行の日が1月1日であるときは、その日）から生ずるものとする。</p>	<p>附 則 (給料表改定の効力発生時期の特例)</p> <p>2 第3条第1項各号の規定により給与条例別表第1、別表第3又は別表第4の給料表の規定を準用する場合において、当該給料表の改定が行われるときにおける<u>次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員</u>の給料についての当該改定の効力は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該条例の施行の日が1月1日であるときは、その日）から生ずるものとする。</p> <p>(1) <u>任期の定めが3月以内の者</u></p> <p>(2) <u>1週間当たりの勤務日数が2日未満の者</u></p>
	<p>3 <u>前項に定めるもののほか、給与条例別表第1、別表第3又は別表第4の給料表の改定が行われる場合における第3条第1項各号の規定によるこれらの給料表の規定の準用に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

第5条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第31条 略	第31条 略
2 略	2 略
3 期末手当の額は、前項に規定する期末	3 期末手当の額は、前項に規定する期末

<p>手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
---	---

(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第20条 <u>第4条、第5条、第7条の2、第7条の3</u>及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第4条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第305号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 第6条、<u>第7条</u>及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 第6条及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第8条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>新給与条例第11条、第12条、第14条及び第15条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>6 略</p>	<p>附 則</p> <p>（下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 新給与条例第11条<u>及び第12条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>6 略</p>
<p>（下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第12条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に</p>	<p>（下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第12条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に</p>

<p>については、第9条の規定による改正後の下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、<u>第5条、第7条の2、第7条の3</u>及び第14条の規定は、適用しない。</p>	<p>については、第9条の規定による改正後の下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び第14条の規定は、適用しない。</p>
<p>(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第13条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第13条の規定による改正後の下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条、<u>第7条</u>及び第17条の規定は、適用しない。</p>	<p>(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第13条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第13条の規定による改正後の下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条及び第17条の規定は、適用しない。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、第3条の規定（下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の改正規定を除く。）及び第5条から第8条までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の下関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第10条の2、別表第1、別表第3及び別表第4の規定は令和6年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項各号の規定並びに第4条の規定による改正後の下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例第31条第3項及び第5項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。